

# PPP/PFIをめぐる施策紹介

令和8年1月22日(木)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 山口 陽

# **1 必要性、進捗状況、制度概要等**

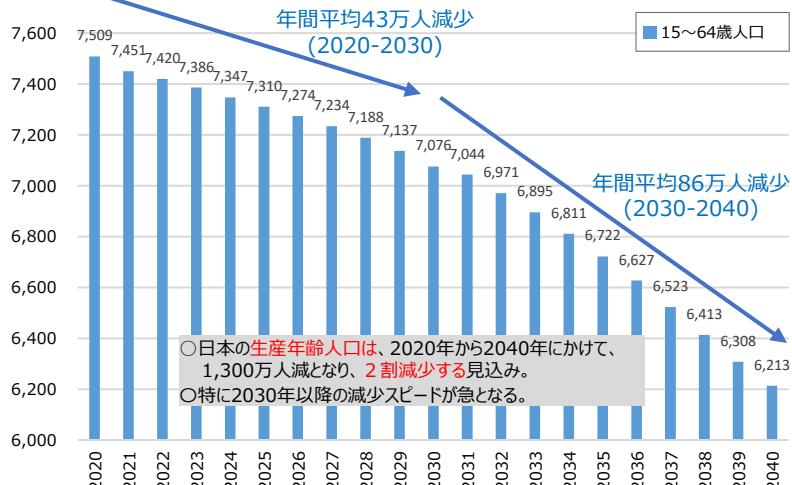
2 アクションプラン等

3 内閣府の支援制度等

# 社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

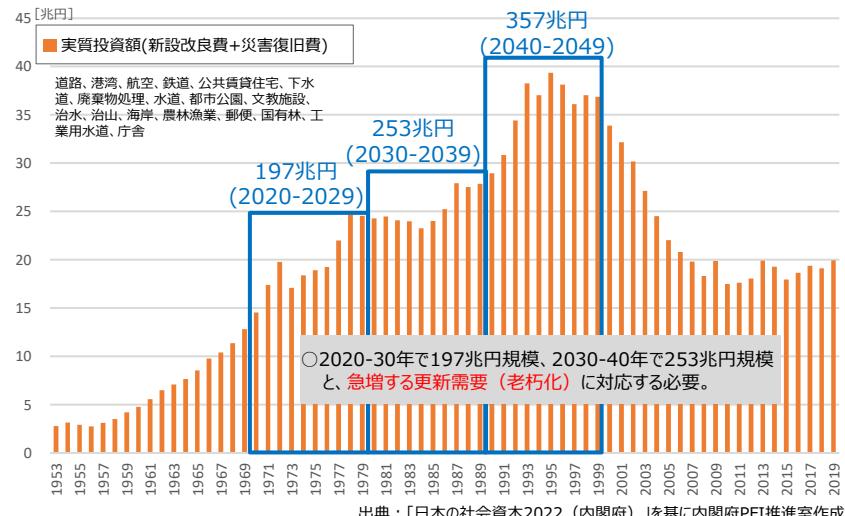
- 生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、対応は待たなし。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠。

## 日本の生産年齢人口の推移



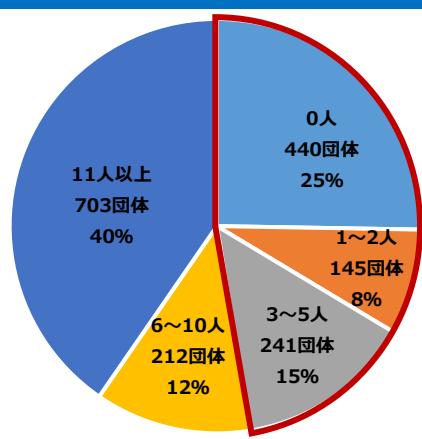
出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

## 社会资本投資の推移

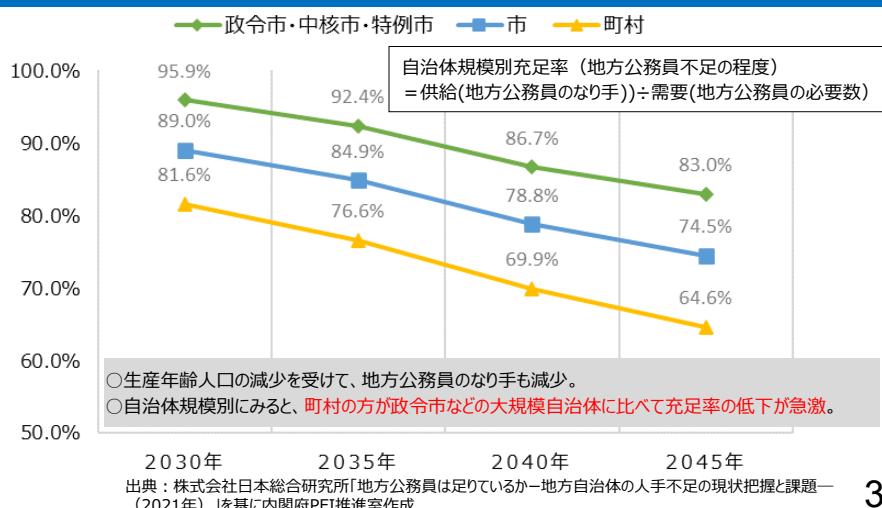


出典：「日本の社会资本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

## 市区町村における技術系職員数の比較



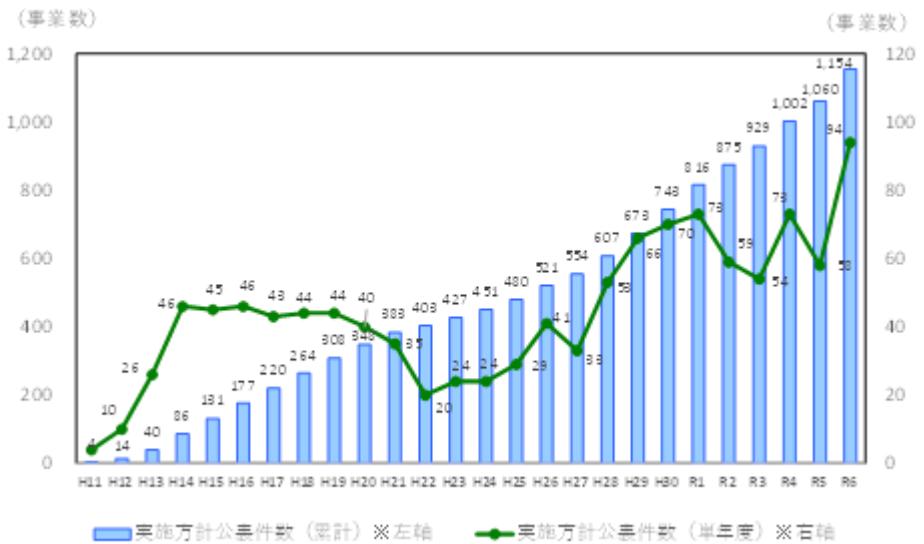
## 地方公務員不足の将来推計



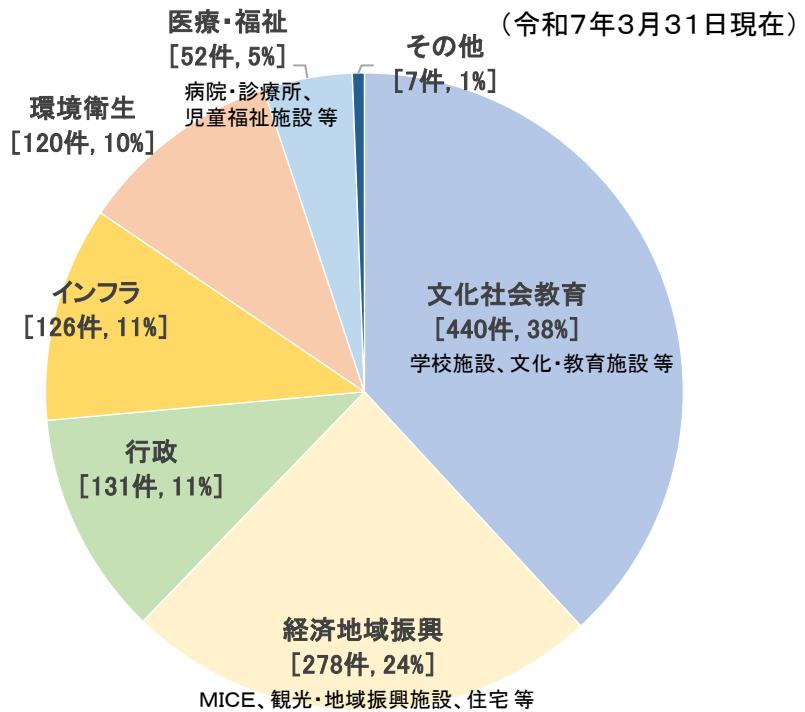
# PFI事業の概況

## PFI事業数の推移

(令和7年3月31日現在)



## 分野別内訳



(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以後に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

# PFI事業の実施状況

## 都道府県別実施方針公表件数

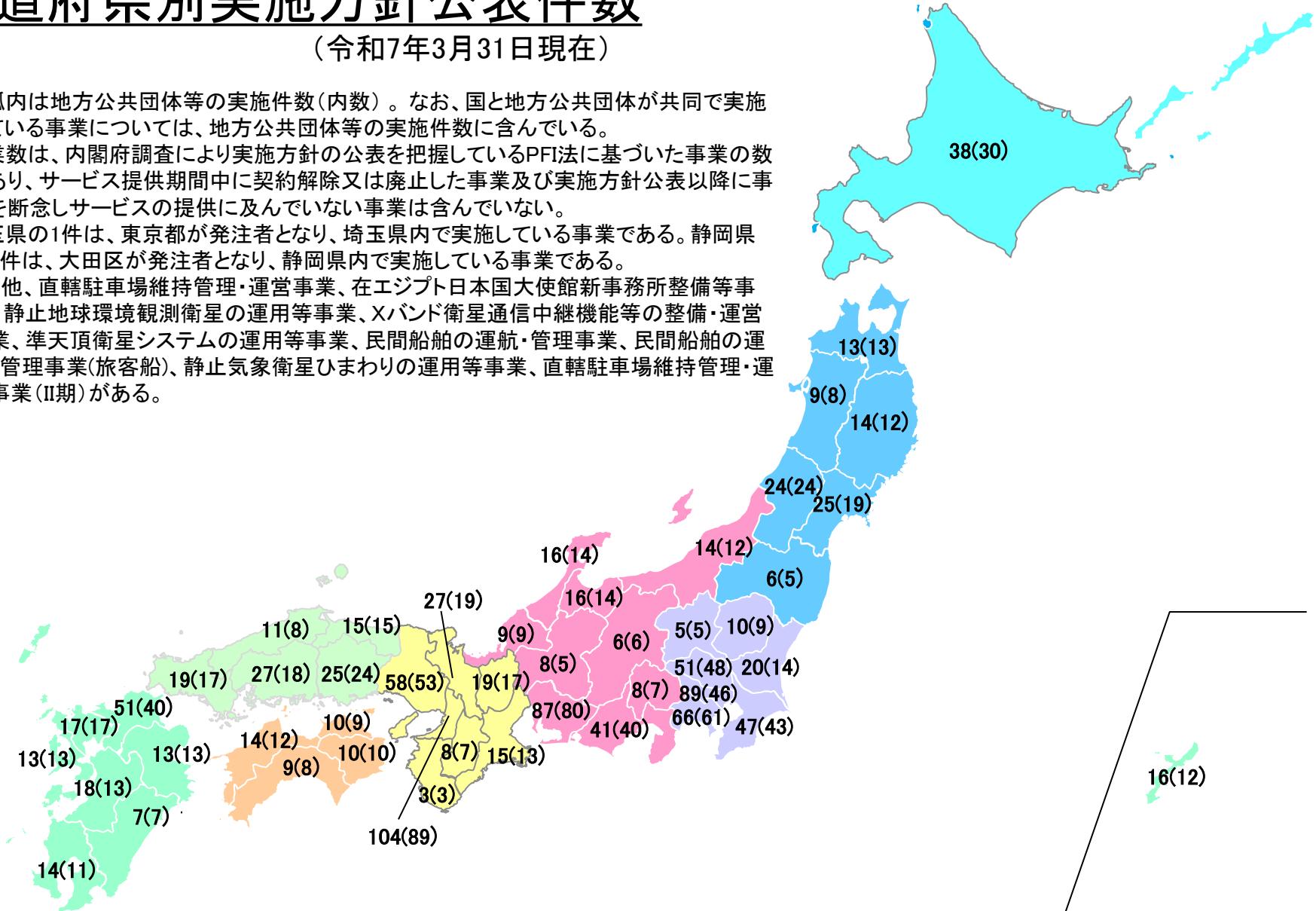
(令和7年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)。なお、国と地方公共団体が共同で実施している事業については、地方公共団体等の実施件数に含んでいます。

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいません。

※埼玉県の1件は、東京都が発注者となり、埼玉県内で実施している事業である。静岡県の1件は、大田区が発注者となり、静岡県内で実施している事業である。

※この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業、民間船舶の運航・管理事業(旅客船)、静止気象衛星ひまわりの運用等事業、直轄駐車場維持管理・運営事業(II期)がある。



# PPP/PFIについて

○PPP/PFIは、公共にとっては歳出の効率化、民間事業者にとってはビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出、住民にとってはサービスの質の向上等の様々な効果があり、地域経済・社会の活性化につながる。

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業（指定管理者制度、包括的管理委託等）

PFI (Private Finance Initiative) : PPP（官民連携事業）のうち、PFI法に基づく事業（民間資金等活用事業）

※PFIには公共施設等運営事業（コンセッション）も含まれる。

## PFI事業の特徴（従来型の公共事業との違い）

### ○一体的発注

従来型：行政が業務ごとに個別発注

PFI：複数業務を一体的に契約

→ 官民の事務負担の軽減が図られる。  
民間事業者による運営・維持管理を念頭に置いた設計・建設が可能になる。

### ○性能発注

従来型：作業プロセス、使用材料等を詳細に規定

PFI：性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる → 民間事業者の自由度が高まり、ノウハウを最大限活用できる。

### ○中長期の契約期間

従来型：短期

PFI：中長期

→ 投資回収期間を確保し、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。

### ○民間事業者による資金調達

従来型：公共が資金調達

PFI：基本的に民間事業者が資金調達

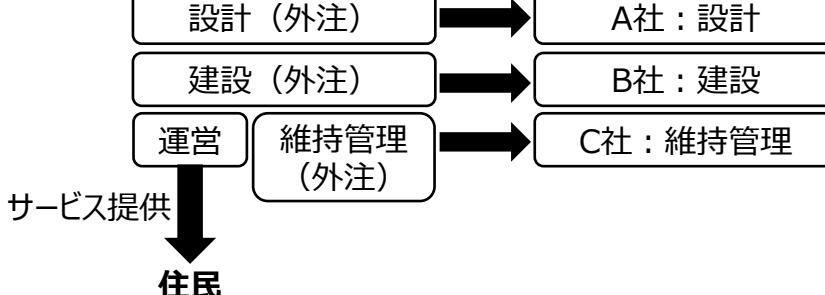
→ 財政支出の平準化（割賦支払）が可能になる。

### 従来型の公共事業

#### 公共

#### 民間事業者

発注



### PFI事業

事業  
契約

#### 民間事業者

#### PFI業務

サービス提供

住民



# PFIの類型

## 収益構造による分類

### ・サービス購入型

公共側が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。



### ・混合型

公共側から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



### ・独立採算型

公共側からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



## 権利の様態による分類



### BTO <整備(B) → 移転(T) → 運営(O)>

公共施設等の整備後、施設の所有権を公共側に移転した後、民間事業者が運営を行う事業。

### BOT <整備(B) → 運営(O) → 移転(T)>

公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に移転する事業。

### BOO <整備(B) → 所有(O) → 運営(O)>

公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間事業者が施設を所有、または原状回復を行う事業。

### RO <改修(R) → 運営(O)>

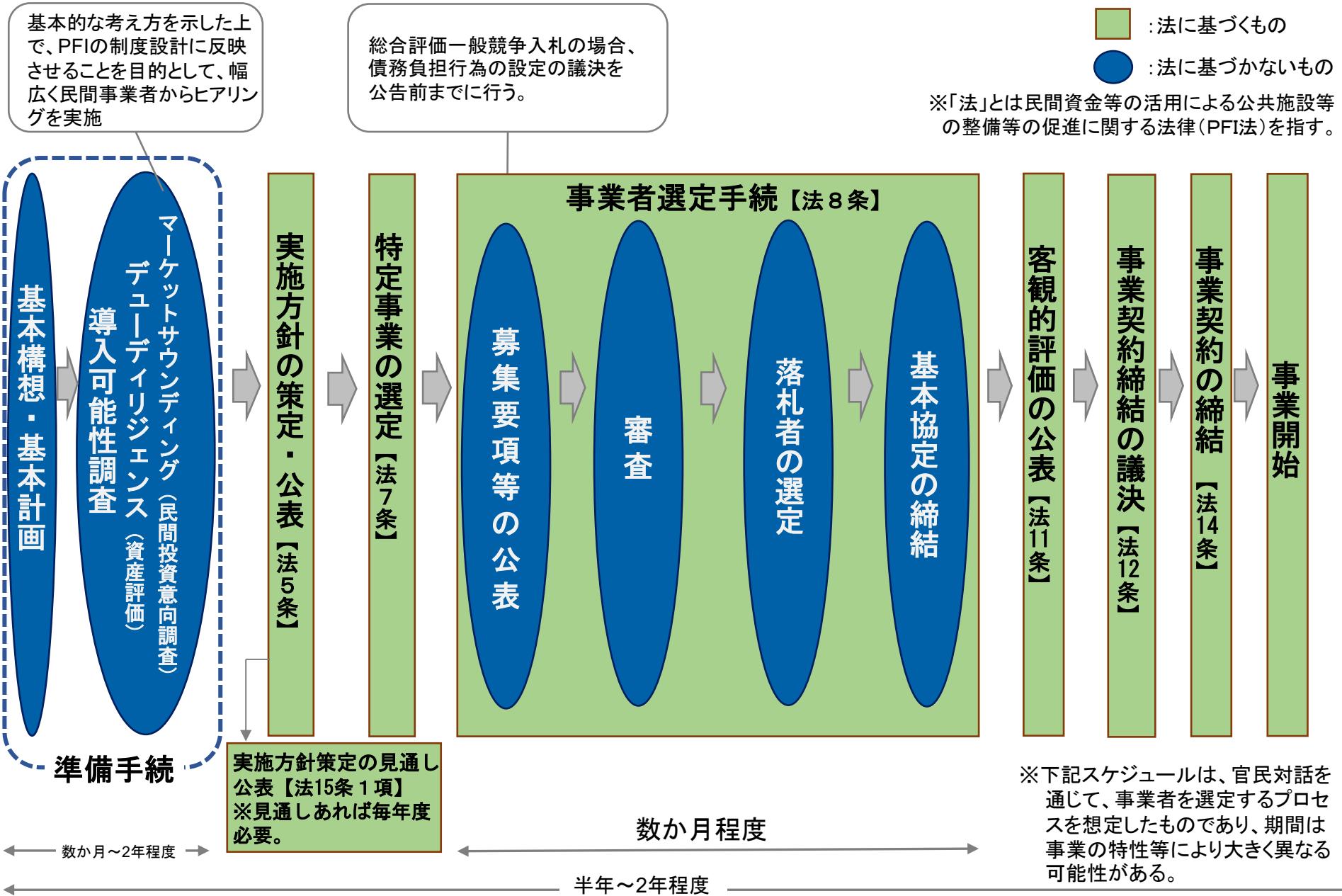
公共側が所有する施設の改修等を民間事業者が実施し、改修等の後、運営を行う事業。

### O <運営(O)>

公共側が所有する施設の運営のみを民間事業者が実施する事業。

※公共施設等運営権(コンセッション)…施設の所有権を公共側が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。利用料金の收受を行う独立採算型または混合型のみ。

# PFI(コンセッション除く)事業開始までの主な手続



**1 必要性、進捗状況、制度概要等**

**2 アクションプラン等**

**3 内閣府の支援制度等**

# PPP/PFI推進アクションプランについて

## PPP/PFI推進アクションプランについて

- アクションプランは、政府としてPPP/PFIを推進するにあたっての施策や方針をとりまとめたもの（例年6月頃改定）。
- PPP/PFI推進アクションプランに定める事業規模目標30兆円に対する令和5年度（2年目）までの実績は全体では8.4兆円、重点分野の10年ターゲットに対する令和6年度（3年目）までの実績は全体で33%と着実に進捗。
- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要。
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要。

事業規模目標に対する進捗状況			重点分野における具体化の進捗状況		
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度： 10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和6年度 (3年目)
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	重点14分野合計	650	217 (33%)

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

【具体化の定義】  
①実施契約を締結する予定の案件  
②実施方針公表段階となる予定の案件  
③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件

※括弧内は10年ターゲット650件に対する割合を示す。

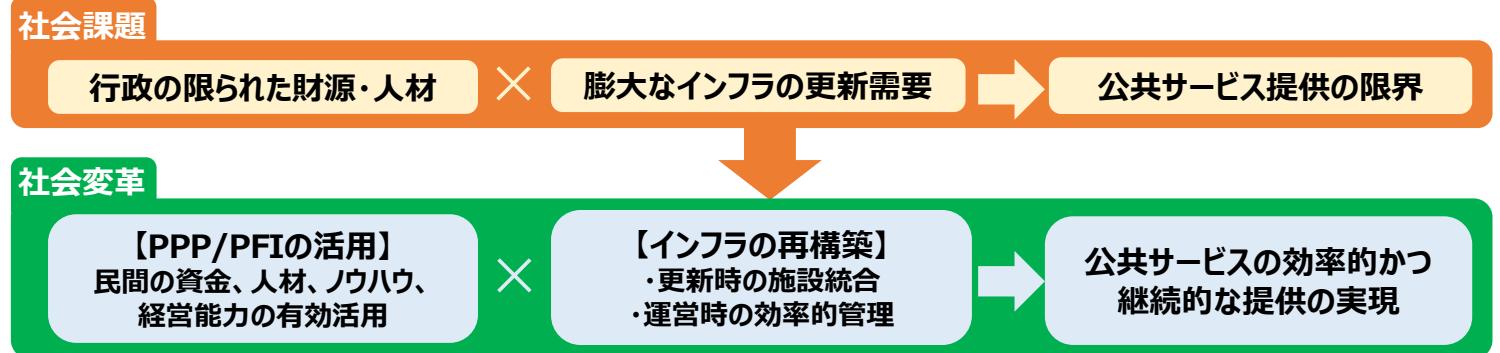
## アクションプラン（令和7年改定版）について

- 令和7年6月4日、総理を会長とし全大臣を委員とするPFI推進会議において、以下の4つの主要事項を柱とし、**アクションプランを決定**。
- 1. 地方公共団体への支援の強化**
    - ①PFI推進機構による伴走支援の強化
    - ②PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
    - ③分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
    - ④地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ
  - 2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善**
    - ①民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
    - ②PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
    - ③物価上昇への継続的で的確な対応
  - 3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進**
    - ①スマートコンセッションの推進
    - ②LABVの普及啓発
  - 4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進**
    - ①フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
    - ②平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

# 分野横断型・広域型のPPP／PFIの必要性

- PPP/PFIの活用により、インフラ老朽化対策を効果的に進め、公共サービスの効率的・継続的な提供の実現につなげることを目指す。
- そのために、一層の財政削減、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型及び広域型のPPP/PFIの活用促進が必要。

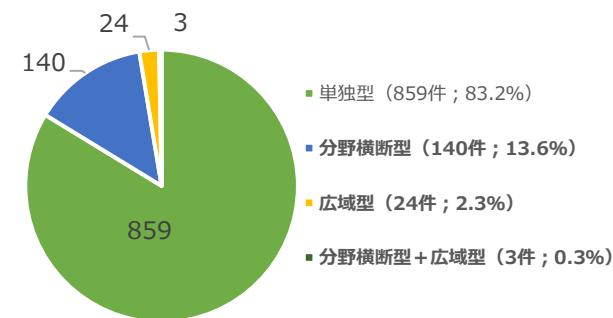
## PPP/PFIの活用によるインフラ老朽化対策の推進



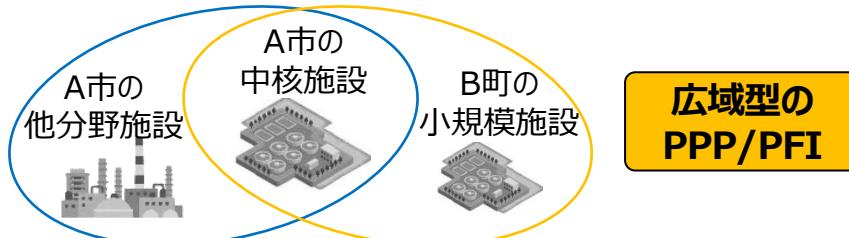
## 分野横断型・広域型のPPP/PFIの考え方・手法

## PFI事業における累積件数の内訳

PPP/PFIで考慮すべき視点		対応の方向性	具体的手法（例）
行政 視点	一層の財政削減	類似施設・共通業務の統合	・県と市の同種施設の共同整備・運営 ・総務部門や窓口業務の統合
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	自治体間の連携による業務の効率化・補完	・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間 視点	民間事業者の参入促進	ビジネス領域・規模の拡大	・複数分野業務の一括発注 ・複数自治体での共同発注



### 分野横断型のPPP/PFI



### 広域型のPPP/PFI

出典：内閣府PFI推進室「PFI事業 基礎データベース」を基に作成。  
「PFI事業 基礎データベース」には、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているものを掲載。

# PPP/PFI投資促進タスクフォース

## 趣旨 (R7.12.18内閣官房長官決裁資料抜粋)

- PPP／PFIの推進に向けて、事業規模目標等を定めたアクションプランを策定・改定し、政府一丸となって取り組んでいるところであるが、昨今の物価高の影響やインフラ老朽化が進行する中で、民間投資やビジネス機会の拡大、社会課題の解決等につながるPPP／PFI投資の促進に一層取り組むことが重要であることから、関係府省が一体となって更なる取組の強化を検討し、アクションプランの改定につなげるためのプラットフォームとして、PPP／PFI投資促進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- タスクフォースは、PPP／PFI投資促進に関する各種会議等と連携し、各会議等におけるPPP／PFI投資促進に関する検討が統一的に行われるよう関係府省間の連絡調整を行うものとする。

## 構成 (R7.12.18内閣官房長官決裁資料抜粋)

- タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- ただし、タスクフォースの議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

別紙

議長 内閣総理大臣補佐官（連立合意政策推進担当）

共同議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靭化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

議長補佐 内閣府民間資金等活用事業推進室長

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、内閣官房国土強靭化推進室参事官、内閣官房内閣参事官（日本成長戦略本部事務局）、内閣官房内閣参事官（地域未来戦略本部事務局）、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）、内閣府民間資金等活用事業推進室参事官、警察庁長官官房会計課長、金融庁総合政策局総合政策課長、総務省地域力創造グループ地域振興室長、法務省大臣官房秘書課長、外務省大臣官房在外公館課長、財務省理財局国有財産企画課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省スポーツ庁参事官（地域振興担当）、文部科学省スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）、文部科学省文化庁企画調整課長、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長、経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課長、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長、国土交通省道路局企画課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省港湾局産業港湾課長、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長、国土交通省観光庁参事官（MIC担当）、環境省大臣官房会計課長、防衛省整備計画局施設計画課長

## 主な検討事項 (R7.12.22第1回会議資料抜粋)

- 事業規模目標・重点分野等の拡大
- 分野横断型・広域型のPPP/PFIの推進
- 物価高騰等の事業リスクへの対応

※検討事項については、今後の議論に応じて見直すこともあらう

## 当面のスケジュール (R7.12.22第1回会議資料抜粋)

- 令和8年1～2月 タスクフォース会合（有識者ヒアリング）
- 4～5月 タスクフォース会合（アクションプラン改定案の検討）  
※アクションプランは並行してPFI推進委員会において審議
- 6月頃 PFI推進会議にてアクションプラン令和8年改定版決定

- 1 必要性、進捗状況、制度概要等
- 2 アクションプラン等
- 3 内閣府の支援制度等

# PPP／PFI推進に活用できる支援制度

## 1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

支援内容: 地域プラットフォームの形成や運営を支援

支援対象: 地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

## 地域におけるPPP/PFI促進環境

## 2) 優先的検討規程運用支援

支援内容: 優先的検討規程の策定や運用を支援

支援対象: 優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

## PPP/PFI手法導入の優先的検討

地域課題  
検討  
事業発案

基本  
構想

基本  
計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続  
(PFI法に基づく手続)

事業  
実施

事業の段階

## 3) 高度専門家による課題検討支援

支援内容: 公共施設等運営事業等の課題解決  
方策の検討を支援

支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定  
の地方公共団体等

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを  
複数回派遣し、年間を通して支援

## 5) 民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容: 導入可能性調査等の実施を補助金により支援

支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体

支援方法: 原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、  
公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業に関するも  
のを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

## 6) PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容: 専門家による講演、基礎的内容や具体的な案件に関する助言

支援対象: PPP/PFIに取り組む地方公共団体等

支援方法: 内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を  
半日程度派遣。複数回の派遣も可能

## 4) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容: マーケットサウンディング実施や簡易検討(簡易VFM作成など)を支援

支援対象: 協定プラットフォームに参画する地方公共団体

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

# PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

**連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）**

## ○問い合わせいただいている主な質問の例

### 1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

### 2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

### 3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

### 4. PPP/PFI優先的検討規程

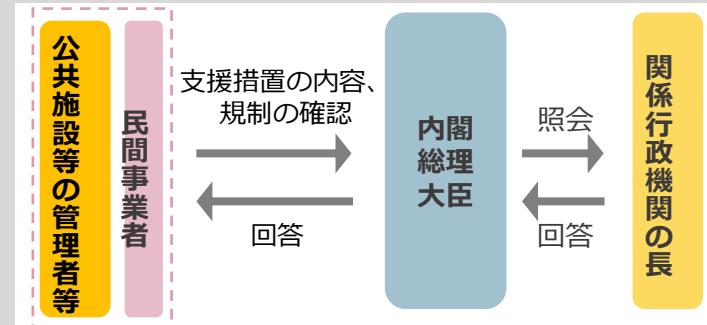
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

## ● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



# PFI事業基礎データベースの公表(令和7年2月)

○PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。

(令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English 検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

民間資金等活用事業推進室  
(PPP/PFI推進室)

PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 マニュアル・関連リンク よくある御質問  
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

## PFI事業情報

### PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

### データ項目(例)

- 事業分野
- 事業手法
- 事業スケジュール
- 事業者(代表企業、構成企業等)
- 契約金額
- VFM 等

[https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/jigyou/jigyou\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html)

#### ● PFI事業 基礎データベース(Excel形式:363KB)

①事業名・事業主体		③事業内容									
項目番号	事業名	事業主体	管理者種別	自治体コード	事業地点	施設用途(主)	事業分野(主)	施設用途②	事業分野②	施設用途③	事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

#### ④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)

#### ⑤事業の経過・スケジュール

#### ⑥事業者(落札者)

4-1 事業手法	4-2 PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4 事業者の収入② 利用者等からの収 入 (要求水準として内 容指定)	4-5 事業者の収入③ 利用者等からの収 入 (任意)	4-6 任意事業の内容	5-1 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2 特定事業選定日	5-3 契約締結日	5-4 供用開始日	5-5 契約終了日	5-6 運営権開始日	5-7 運営権終了日	6-1 事業者 (代表企業)	6-2 事業者 (その他構成企業)	6-3 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式会社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコクトラスト	・株式会社ニッコクトラスト

# ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914  
東京都千代田区永田町1-6-1  
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655  
FAX : 03-3581-9682  
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

